

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めないでいると、万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがあります。また納めずにそのまま放置していると、将来のための老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまう。経済的な理由などで納めることが困難な場合は、未納のままにはせず免除や猶予される制度を利用しましょう。申請は保険年金課で受け付けています。

免除制度（全額免除・一部免除）

所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

若年者納付猶予制度

所得審査対象／30歳未満（学生を除く）の本人、配偶者
※全額免除または若年者納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要がありません。

学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校などの学生
〔共通事項〕
各制度とも、前年度の所得に基づき審査が行われます。
各制度の要件など

次のいずれかに該当すること
●前年の所得が基準額以下の人
（別表）

●退職、事業が廃止となったことが確認できる人

●障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人

●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

各制度の申請に必要なもの

●年金手帳または基礎年金番号の分かるもの（納付書など）

●家族が申請する場合は、印鑑と本人確認のできるもの（運転免許証、保険証など）

●退職などの場合は、そのことが確認できる書類（雇用保険受給資格者証の写しなど）

●学生は、学生証（コピー可）または在学証明書

免除申請の対象期間を拡大

昨年度から、申請時点の2年1か月前の月分まで免除申請ができるようになりました。

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5332

免除制度などを利用すると……

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし左表にあるよう、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。

なお10年以内であれば、追納して老齢基礎年金の受給額を、満額に近づけることが可能です。

〈別表〉所得の基準額の計算方法

全額免除・若年者納付猶予		35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
一部免除	3／4免除	78万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	半額免除	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
	1／4免除	158万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など
学生納付特例		118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数×*38万円+社会保険料控除額など

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)や扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円に置き換える。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○*1	○
一部免除*2	○	○*3	○
若年者納付猶予・学生特例納付	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間、一部納付の保険料を納めることが必要。

※3 納付割合に応じて反映。

新しくなります

後期高齢者医療被保険者証と

国保の高齢受給者証

新しいものは8月1日(土)から使用

75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人が加入する、後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と、国民健康保険(国保)に加入している70歳以上75歳未満の人の新しい高齢受給者証を送付します。届いたら、記載内容に誤りがないか確認してください。新しいものは、8月診療分から使用できます。なお現在使用している被保険

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の対象

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
国民健康保険	70歳未満	住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満	住民税課税世帯	高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税課税世帯	被保険者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件となります。

者証と、高齢受給者証の有効期限は、7月31日(金)までです。

限度額適用認定証などの申請も忘れずに

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。8月1日から使用できる認定証は、次により手続きをしてください。

〈国保に加入している人〉

被保険者証と印鑑を持参し、保険年金課または各支所で申請してください。さかのぼっての認定はできません。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

現在認定証が交付されていて、8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付するので、申請は不要です。

問い合わせ先
保険年金課
国民健康保険班

高齢者医療年金班
62・5331
62・5882

7月31日(金)までに提出を

障害基礎年金の現況届

毎年7月は障害基礎年金(20歳前の障害などの)の現況届の提出月です。

この届けは、受給者や家族の状態に変化がないか確認し、引き続き年金が支給されるかを決める大切なものです。

届け出が必要な人

対象／障害基礎年金を受けている人のうち、次のいずれかに該当する人

●20歳前に初診のある疾病により、障害基礎年金を受けている。

●障害福祉年金から移行し、障害基礎年金を受けている。

提出期限／7月31日

提出場所／保険年金課

忘れずに提出しましょう

対象者には、日本年金機構が6月下旬から7月上旬にかけて現況届の用紙を送付しています。

なお年金を受け取るようになって1年未満の人と、ほかの公的年金を受け取ることで、引き続き障害基礎年金の支払いが全額停止となる人は、提出する必要はありません。

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班
62・5332

